

時代の眼

## 介護保険への疑問

暉 峻 淑 子

家族だけが長期の介護を支えることを、社会構造の変化はいよいよ困難にしているから、いまでは、ほとんどの人が介護の社会化を求めるようになった。その声に応えて、2000年から介護保険が施行されようとしている。しかし現在のところ、それが政府の財政負担を少くするために施行されるのか、介護され、介護する人びとの生活の福祉のために行われるのか、疑問である。

衆議院を通過した介護保険法案への批判的意見は、むしろ専門的に知っている人ほど強く、また数多く出されてもいる。それらを要約すれば次のようになるだろうか。(1)運営される具体的な規則のほとんどが厚生省令や厚生大臣告示によってきめられるので、自治体・住民・福祉関係者の要求が反映されない。(2)基準とされる月額30,000円以下の低年金受給者からも保険料が徴収され、介護の給付にあたっては1割の受益者負担が課される。65歳以下の就労者については、保険料の半分を事業者または国が負担するが年金生活者は保険料の全額を負担しなければならない。保険料を滞納すれば給付の全部または一部がさしとめられる。(3)介護保険は医療保険と異り、被保険者全員が介護を受けられるわけではなく、介護を申請した者は認定審査を受けなければならない。その審査にパスしなかった人がその理由をただしたくとも審査過程の情報公開がない。(4)これまで無料または低額で介護サービスを受けられたものが有料か高額になる(デイ・サービス、ショートステイ、訪問看護、ホームヘルプ、デイケアセンターへの送迎バス、特養老人ホームの利用料など)。(5)老人福祉法の精神である社会的弱者への人権の保障が、応能負担をこえて応益負担に質的変換をとげる。(6)保険の方が選ぶ権利を持てるという名目とはウラハラに、自治体によってはサービスがほとんど整備されていない場合や、貧しくて負担金が払えないため介護が受けられない、ということが生じる。

上記の意見はいずれも正しい指摘である。ところが、それらは、現金給付をはじめからあきらめるか問題にしていないものが多い。その理由は、(1)現金給付をすると、あいかわらず嫁・娘・妻たちが介護にしばりつけられるという宣伝が功を奏していること。(2)これまでホームヘルプ、訪問看

護、ショートステイ、デイ・サービス、特養ホームなどの実物の整備をしてこなかった日本の福祉制度が、また金銭だけの解決でごまかされてしまう、という怖れであろう。しかし、現実に介護を必要とする人びとの話をじかにきいてみると、けっこう金銭給付を求めている人が多いのである。

ドイツの介護保険受給者の8割が金銭給付を受けており、1割が金銭と実物給付の混合であることは、よく知られている。残りが実物給付のみである。ドイツにはすでに老人に対する100年の社会保障の歴史があるから、ヘルパーの数も、ほぼ充足しているし、老人へのケアつき住宅や特養ホーム、病院も整備されている。そこと日本を同列に論じることはできないとしても、なぜ金銭給付がのぞまれるのか。今年6月にベルリンで老人や介護をする人、介護保険当局AOK（アルゲマイネオルツ クランケンカッセ）をたずねてその理由をきいてみた。そしてそれらの理由の多くは日本にもあてはまることがだと思われた。現実を無視して、現金給付を否定するのが、はたしてよいことなのだろうか。現金給付を求める理由としては、ホームヘルプや訪問看護に来る人がローテーションを組むため（あるいは職を変えるため）、しばしば変わる。また介護人は一日、何世帯かをノルマとして受け持っているため、ある家で時間がかかると、定時に来ないことが多い。しかし老人は投薬・食事や排泄など待っていられないことが多い。また自分のところで特別に何かが起っても、次の人のところに行く時間が来ると、そそくさと退去してしまう。娘や親戚や友人などで、職業としてではなく、週に二、三日なら來てもよい、という人がいれば、その人にお金を払った方がよいという人はかなりいる。

またヘルパーの中には、盗みをしたり、老人を乱暴に扱う人も稀にはいる。そのことを当局に訴えても、被害妄想とかボケとか、証明できない、とかで片づけられることが多い。身体の不自由な老人は、とくに警戒心が強く、しおちゅう變る他人に家の中にはいりこまれたくないとか、あまりに生活のレベルや習慣のちがう他人にたのみたくない、という心情がつよい。つまり現実に金銭給付が求められる理由があるのである。

私も日本で、クラス会の友人達が同じことを言い、公的なヘルパー支援をたのめるのにたのんでいない、と言っていたことを思い出した。この友人達も気心の知れた特定の人に来てもらっている。

ドイツでは失業対策のひとつとして、福祉や環境問題で働きたい人が、7人以上集まって申請すると、自助グループ事業として認められ、1人につき1,800マルク～2,000マルクの入会費、事務所、光熱費、設備費などを出してくれる。介護保険に欠陥があると、それらの認定された自助グループが埋めたり、本人に代り苦情申し立てをしたりして監視と支援をしている。金銭給付を含めた実施、運営、機能を保障するシステムがなければ介護保険は実効性がないとつくづく感じた。

（てるおか・いつこ 埼玉大学名誉教授）